

仕様書

1. 業務の目的

海外市場開拓を目指す中小等企業にとって、仕向国の認証取得は必須であるが、その専門性のため重たい課題になっている。本業務では、国際認証取得経験豊富な専門家が、専門的知見をもって中小企業等の指導を行い、輸出増大の実現を目指す。

2. 対象分野

基準・認証分野

- － 規格・認証取得 (ISO、UL、FDA、CE マーク等)

※()内は当該規格・認証取得経験者がいれば望ましいが、限定はしない。

3. 利用対象企業

中小企業・小規模事業者等

※コンサルタントや調査会社、代理人等は対象外とする。

4. 業務内容

海外市場開拓を目指す中小等企業に対して、以下の相談対応業務を行う。

企業からの国際認証等 (UL、FDA、CE マーク等) 取得に関する相談に対し、面談・書面による情報提供およびアドバイスを実施する。

その際、認証機関を紹介するだけに留まることなく、各社が実際に手順を踏む上で必要となる手続き、文書作成、さらには認証取得のための製品設計等を含めた総合的なアドバイスを行う。

参考：「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（海外輸出に係る認証取得支援事業）」に係る委託先の公募について、を参照のこと。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k170315001.html>

5. 業務の依頼方法

- (1) 上述4の業務については、本事業の利用を希望する企業からの利用申請に基づき、ジェトロが受託者の専門性を踏まえて検討し、最も適当な受託者に依頼する。
- (2) 受託者はジェトロからの依頼内容を確認し、対応の可否を回答する。
- (3) 受託者が対応可能な場合、日程調整等を行い、業務を実施する。
- (4) 上述4の業務については、いずれもジェトロの指示に基づき実施することとする。

6. 委託費および経費

- (1) 委託費

①ジェトロの指示に基づく「情報提供・アドバイス業務」、については、以下の通りとする。

実施業務	単価	備考
情報提供・アドバイス業務(面談) ※ワークショップ・個別相談会における情報提供・アドバイス業務を含む	5,250 円(税抜き)/15 分	15 分未満は切り上げ
情報提供・アドバイス業務 (書面(Eメール/FAX 等))	10,500 円(税抜き)/件	

(2)旅費

別紙2「出張要領」により、発生する旅費(交通費・宿泊費)を支払う。また、原則として交通手段等の手配は受託者が行い、係る経費を立替えることとする。なお、航空券等は、ジェトロより現物支給を行う場合がある。

(3)面談日程決定後の面談キャンセルまたは日程変更に伴い発生した経費

別の定めにより、当該経費が発生する場合においてジェトロが認めたものを支払う。

(4)消費税等

- ①受託者が課税事業者である場合は、「消費税及び地方消費税」を含めて支払う。
- ②受託者が免税事業者である場合は、「消費税及び地方消費税相当額」を支払うことはできない。
- ③契約期間に課税事業者、免税事業者のステータスが変わった場合は、速やかにジェトロに連絡すること。

(5)その他委託費及び経費に関する留意点

- ①契約期間中、2017 年度の業務実施時間は、最長 75 時間(7 カ月)相当までとする。
- ②面談は 1 回あたり 2 時間を目安とし、15 分単位で算出(15 分未満は切り上げ)する。
- ③書面(Eメール/FAX)による相談対応の場合、原則として 1 件を 30 分相当として算出する。
- ④移動および事前準備、事務連絡に要する時間分は委託費に加算されない。
- ⑤電話による相談対応は業務対応実績の計上対象外とする。
- ⑥通信費・コピー代などの事務諸経費について、ジェトロは負担しない。

7. 報告書の提出

- (1)相談等業務実施後、支援業務報告書(様式はジェトロが別途指定)を業務実施日の翌日から起算して 5 営業日以内にジェトロに Eメールにて提出する。

(2)業務完了報告書(様式はジェトロが別途指定)を2018年2月19日(月)(必着)までにジェトロに郵送にて提出する。

8. 支払方法

(1)委託業務が発生した月単位で支援業務報告書および旅費その他証憑を確認後、ジェトロが支払額を算出し、確定した金額を受託者に通知。

(2)受託者は同通知額に基づき、請求書をジェトロに送付。

(3)ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座に支払う。

(4)受託者が個人の場合は、ジェトロによる源泉徴収額(※)を差し引いた額を支払う。

(※)ジェトロから受託者への全ての支払い(旅費及び面談取消または日程変更に伴い発生した経費を含む)が源泉徴収の対象となる。

9. 名刺の使用

受託者は、「日本貿易振興機構(ジェトロ)認証取得支援専門家」の名刺を使用することができる。ただし、本業務遂行上必要がある場合のほかで、この名刺を使用してはならない。また、本件業務終了後、ただちに名刺をジェトロに返還すること。

10. 履行期間

契約締結日から2018年2月28日まで。

11. その他

原則、受託者は、本件契約期間中においては支援対象企業と顧問契約を結ぶなどの契約行為をし、その顧客にしてはならない。

以上